

武蔵溝ノ口駅南口周辺整備に伴う散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更（拡大）案に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

川崎市では、平成7年7月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成18年4月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱と路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

平成28年度中に武蔵溝ノ口駅南口の整備が完了するため、武蔵溝ノ口駅周辺の重点区域を変更（拡大）することにつきまして、パブリックコメントを実施しました。

その結果、9通（意見総数9件）の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	武蔵溝ノ口駅南口周辺整備に伴う散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更（拡大）案について
意見の募集	平成28年9月1日（木）から 平成28年9月30日（金）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、ファクシミリ
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより ・ 市ホームページ ・ 各区役所市政資料コーナー、橋出張所 ・ かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・ 市民文化局市民生活部地域安全推進課 ・ 環境局生活環境部減量推進課

3 結果の概要

意見提出数（意見数）	9通（9件）
（内訳） 電子メール	6通（6件）
郵送	1通（1件）
持参	1通（1件）
ファクシミリ	1通（1件）

4 意見の内容と対応

寄せられた意見の内容は、重点区域変更（拡大）の指定区域追加に関する意見や、重点区域指定案に沿った意見、施策に関する要望等がありました。

指定区域追加に関する意見については、当該区域について改めて実施した調査等から総合的に勘案し、重点区域に反映した上で指定することとします。

【御意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、重点区域指定案に反映させるもの

B：御意見の趣旨が重点区域指定案に沿った意見であり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの

C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの

D：施策に関する要望の御意見であり、施策内容を説明するもの

E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 武蔵溝ノ口駅周辺の重点区域変更（拡大）等に関する意見	2					2
(2) 重点区域における指定喫煙場所に関する意見		2				2
(3) 路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見				3		3
(4) その他の意見				2		2
合計	2	2		5		9

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 武蔵溝ノ口駅周辺の重点区域変更（拡大）等に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>案として示された区域に隣接する以下の場所・道路等も重点区域に指定してほしい。（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗足学園と重点区域指定案を結ぶ道路 ・溝口駅西口商店街の入口前から武蔵溝ノ口駅北口バスターミナルを結ぶ東急田園都市線の高架下の道路 	<p>重点区域（案）は、主にターミナル駅の駅前広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を指定しており、現地における通行量やたばこの吸い殻の数などの実態調査の結果を勘案して設定したものです。</p> <p>御意見のありました区域については近隣の町内会等からも要望をいただいております。洗足学園入口までの道路については通学時間帯に非常に多くの児童・生徒が通行することから安全を考慮し、また、溝口駅西口商店街の入口前から武蔵溝ノ口駅北口バスターミナルを結ぶ東急田園都市線の高架下の道路については狭隘ながら相当量の人通り等があったこと、歩行者に占める喫煙者の割合やたばこの吸い殻等の散乱物が多かったことから、総合的に勘案し、重点区域として指定することとしました。</p>	A

(2) 重点区域における指定喫煙場所に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	武蔵溝ノ口駅南口にも指定喫煙場所を設置してほしい。(2件)	<p>本条例は、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として制定しています。</p> <p>重点区域内の指定喫煙場所は、喫煙者を一定の場所に誘導することにより、歩行者が前述の危険を回避することを目的としており、武蔵溝ノ口駅南口周辺にも指定喫煙場所を設置します。</p> <p>設置にあたっては、主要な歩行者動線から外れた場所に設置するとともに、タバコの煙によって周辺歩行者等を感じる不快感を軽減するための仕切りを設置します。</p>	B

(3) 路上喫煙防止対策及び飲料容器等の散乱防止対策に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
3	違反者の取締りと罰則の適用を徹底してほしい。(2件)	<p>違反者に対しては、まず注意・指導を行い、路上喫煙及びポイ捨て行為をやめていただくことが重要と考えており、注意・指導を行っても、それに従わない悪質な違反者に対して罰則を適用し過料を徴収しています。</p> <p>なお、条例の目的である歩行者の安全確保及び地域環境美化の促進を達成するために、指導員による巡回活動を実施するとともに、定期的なキャンペーンなど広報啓発活動を継続して実施していきます。</p>	D
4	ポイ捨ての抑止や違反者の意識改革等のため、罰則についてはまちの美化・清掃等の社会奉仕活動に強制的に従事させる制度の整備を検討してほしい。(1件)	<p>条例で罰則を規定しているのは、罰則を科すことが主目的ではなく、「ポイ捨てをしない」ことを社会的ルールとして定着を図ること、違反者への反省を促すことが趣旨であります。</p> <p>地域環境美化の意識醸成のためには、指導員による巡回活動、定期的なキャンペーン等の広報啓発活動を継続して実施していくとともに、キャンペーンの内容や、巡回指導の場所や方法の充実化を図るなど、地域の実情に応じたより効果的な対策を引き続き検討してまいります。</p>	D

(4) その他の意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
5	<p>パブリックコメント手続き資料に記載されていた川崎駅周辺の散乱物調査の結果及び、歩行者に占める喫煙者の割合の結果と同様に、武蔵溝ノ口駅周辺における状況について調査を実施し、市民に共有してほしい。(2件)</p>	<p>はじめに、武蔵溝ノ口駅周辺の散乱状況については、今回の重点区域変更(拡大)に先立ち、溝口駅南口広場を含む6つの調査地点で調査を行っており、平成28年4月の調査では261個、6月は264個、8月は269個となっております。</p> <p>次に、喫煙者の割合については、武蔵溝ノ口駅北口で実施している定点調査において、平成18年4月の調査では1.2%でしたが、平成28年4月の調査では0%となっております。また、今回の重点区域変更(拡大)予定地である南口周辺について平成28年7月に調査を行ったところ、歩行者に占める喫煙者の割合は0.28%となっております。</p> <p>なお、効果測定のため市内重点区域における調査については、今後も継続して行っていくとともに、必要に応じて情報提供してまいります。</p>	D

今後のスケジュール

	11月	12月	1月	2月以降
関係者との調整	<ul style="list-style-type: none"> ●関係者会議の開催（11月21日） パブリックコメント結果の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・町内会関係 ・商店会関係 ・大規模事業者等 			
市民意見等手続 （パブリック コメント等）	意見公表	12月1日 重点区域変更（拡大）告示	1月10日 重点区域変更（拡大）施行	路上喫煙防止・散乱防止対策の継続実施
議会対応	<ul style="list-style-type: none"> ●委員会報告 （文教・環境11月17・18日） 高津区選出議員への情報提供 			
広 報		<ul style="list-style-type: none"> ●市政だよりへの掲載 ●ポスター掲出 ●報道機関への情報提供 ●キャンペーンの実施 		

1 条例の概要

■川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）【平成7年7月1日施行】

■川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）【平成18年4月1日施行】

条例のポイント

○ポイ捨て禁止条例：地域の環境美化の促進を目的として制定しました

○路上喫煙防止条例：歩行者の安全確保を目的として制定しました

○散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定します

特に「散乱を防止する」「路上喫煙を防止する」必要があると認める主要駅周辺などを「散乱防止重点区域」「路上喫煙防止重点区域」に指定します。

現在、川崎駅周辺、新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を重点区域として指定しています。

○条例には罰則を定めています

「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処せられます（指定喫煙場所を除く）。

「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処せられます。

2 重点区域指定の考え方

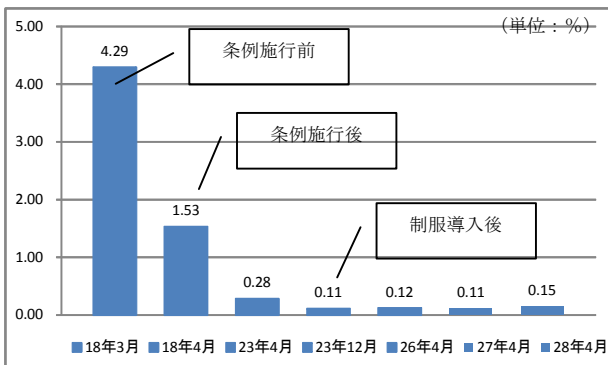
駅前広場を起点とした主要道路や公共的施設、商店街等を結ぶ道路を重点区域として指定します。

重点区域については、人の往来が多い区域を指定することで、重点的、集中的かつきめ細かな普及啓発を行うことができ、条例の周知・PR等の効果が図れます。

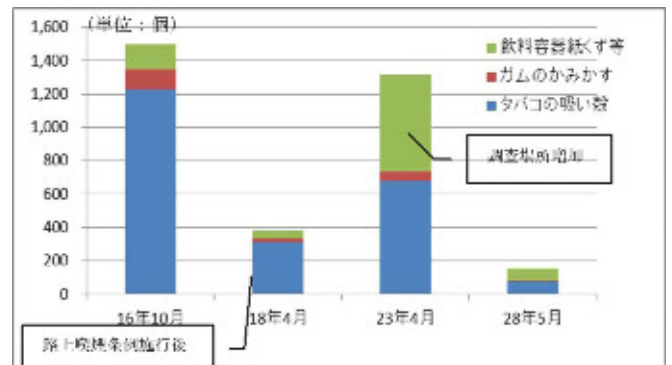
3 重点区域指定による効果

歩行者に占める散乱状況及び喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、条例施行後、制服導入後と対策の強化を図るごとに減少しており、一定の効果が現れています。散乱物についても減少しています。

（参考）○川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合
（午前8～9時の定点観測値）



（参考）○川崎駅周辺の散乱物調査結果
（15時～17時の定点観測値）



4 重点区域変更(拡大)の目的

安全で快適なまちづくりを目指すため、武蔵溝ノ口駅南口周辺を散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域について変更（拡大）し、当該地域における飲料容器等の散乱防止・路上喫煙防止の取組を推進します。

重点区域変更（拡大）の背景

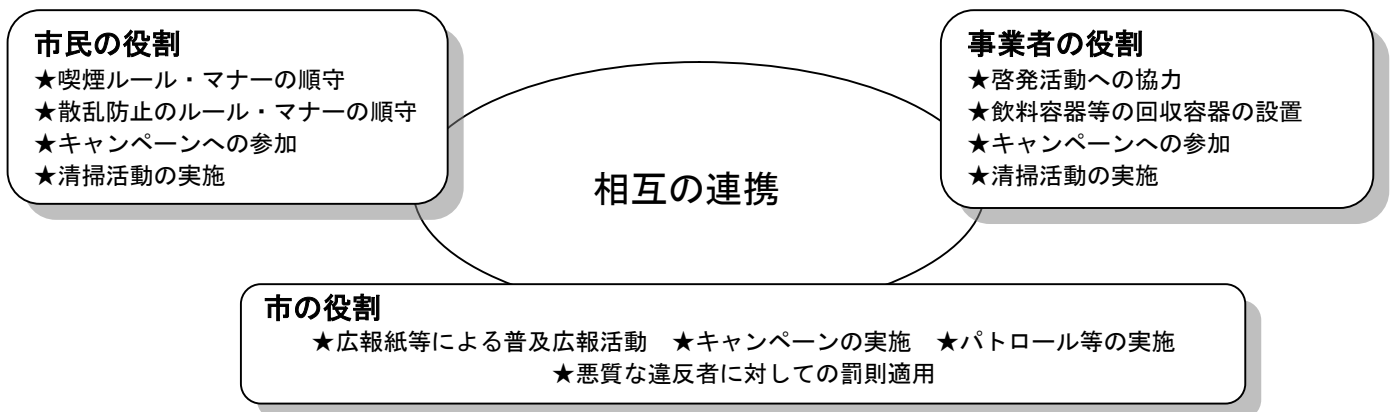
現在、川崎駅周辺（川崎区・幸区）、新川崎・鹿島田駅周辺（幸区）、武蔵小杉駅周辺（中原区）、武蔵溝ノ口駅周辺（高津区）、鷺沼駅周辺（宮前区）、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺（多摩区）及び新百合ヶ丘駅周辺（麻生区）を重点区域として指定しています。武蔵溝ノ口駅南口周辺の整備が、平成28年度中に完了することから、当駅南口周辺を重点区域に加えます。

武蔵溝ノ口駅南口周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更（拡大）案については別図をご覧ください。

なお、喫煙者にルール・マナーを順守していただき、条例の実効性を確保するため、変更（拡大）する重点区域内に、指定喫煙場所を設置する予定です。

5 今後の取組

散乱防止・路上喫煙防止の取組を具体的に推進していくためには、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、取り組んでいく必要があります。



■主な普及広報活動

市政だよりをはじめ、路面標示等の設置、ポスターの掲出、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止等啓発キャンペーンなどを通して、武蔵溝ノ口駅南口周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更（拡大）に係る普及広報活動を行っていきます。



標識



路面標示

■今後の体制

指定後も、駅頭でのキャンペーンをはじめ、定期的に指導員が巡回し、ポイ捨て行為者及び路上喫煙者に対する注意・指導を行います。

■重点区域指定施行日（予定）

平成29年1月10日（平成28年12月1日告示）